

浦添市都市公園条例の一部を改正する条例

浦添市都市公園条例（平成17年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第12条関係）

（単位：円）

種別	区分	単位	使用料
公園を占有する場合	電柱その他これに類するもの	1年1本	240
	電線、電らんその他これらに類するもの	1年1メートル	70
	変圧塔及び送電塔	1年1平方メートル	660
	水道管、ガス管、下水道管その他これらに類するもの		
	口径0.4メートル未満	1年1メートル	140
	口径0.4メートル以上1.0メートル未満	1年1メートル	330
	口径1.0メートル以上	1年1メートル	660
	通路、橋、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設	1年1平方メートル	330
	防火用貯水槽	1年1平方メートル	330
	郵便差出箱、公衆電話所、警察署の派出所、天体観測施設、気象観測施設及び土地観測施設	1年1平方メートル	660
	競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1日1平方メートル	30
	標識	1年1個	30
	索道、鋼索鉄道及び送電線	1年1平方メートル	330
	工事用施設及び工事用材料置場	1月1平方メートル	70
その他の占有	1年1平方メートル	760	

公園施設を設ける場合	売店、飲食店	1年1平方メートル	830
	その他営利を目的とする施設	1年1平方メートル	5,730
公園施設を管理する場合	売店、飲食店	1年1平方メートル	760
	その他営利を目的とする施設	1年1平方メートル	1,780

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。